四　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）第四条の二第十二号及び第四条の三第十四号
五　関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第七十一条
六　毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第十二条第一号
七　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十三条第三項第二十二号及び第二十三号
八　特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）第一条第一項第五号
九　社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）第一条第二項、第十四条の二及び附則第三条
十　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十五条の二第十二号及び第三十五条の五第十四号
十一　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第三十五条の二第十二号及び第三十五条の四第十四号
十二　薬事・食品衛生審議会令（平成十二年政令第二百八十六号）第六条の表薬事分科会の項第一号
十三　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）第百七十八号
十四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十二条第二項第五号、第二十六条第二項第六号、第三十八条第九号及び第四十二条第十一号
十五　消費者安全法施行令（平成二十一年政令第二百二十号）第五条第一号ロ
（地方自治法施行令の一部改正）
第五条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
別表第一薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項第一号中「（第五十五条において準用する場合を含む。）」及び「（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）」を削り、「第二十二条第三項」を「第二十二条第二項」に、「第三十五条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、「同条第二項において読み替えて適用される第一項」の下に「、第三十七条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第三十七条の二第二項及び同条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第三十七条の三第二項及び第四項並びに同条第五項において読み替えて適用される同条第二項及び第四項、第三十七条の四第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第三十七条の五第二項において読み替えて適用される同条第一項、第三十七条の八第二項において読み替えて適用される同条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条の九第二項及び同条第四項において読み替えて適用される同条第二項（これらの規定を第五十五条において読み替えて適用される同条第二項及び第四項並びに同条第五項において読み替えて適用される同条第二項、第三十七条の十第二項及び第四項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条の十一第二項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条の十二第二項において読み替えて適用される同条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十七条の三十四第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第四十三条の三第二項及び同条第四項において読み替えて適用される同条第二項、第四十三条の四第二項及び同条第四項において読み替えて適用される同条第一項、第四十三条の五第二項及び第四項並びに同条第五項において読み替えて適用される同条第二項、第四十三条の六第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項、第四十三条の七第二項において読み替えて適用される同条第一項、第四十三条の十一第二項、第四十三条の十二第二項及び第四項、第四十三条の十三、第四十三条の三十五第一項及び同条第二項において読み替えて適用される同条第一項」を加え、「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項、第七十四条の四第六項」に、「第八十条第一項及び第二項」を「第八十条第一項から第四項まで」に改め、同項第二号中「第七十四条の二第六項」を「第七十四条の四第六項」に改める。
（家畜伝染病予防法施行令の一部改正）
第六条　家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。
第六条第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「の規定による許可」を「若しくは第二十三条の二十二第一項の許可若しくは同法第二十三条の二の三第一項の登録」に改め、「医薬品」の下に「若しくは再生医療等製品（同法第二条第九項に規定する再生医療等製品をいう。以下この号において同じ。）」を、「生物学的製剤」の下に「若しくは再生医療等製品」を加える。
（特許法施行令の一部改正）
第七条　特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
第三条第二号を次のように改める。
二　次に掲げる処分
イ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第十四条第一項に規定する医薬品に係る同項の承認、同条第九項（医薬品医療機器等法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の承認及び医薬品医療機器等法第十九条の二第一項の承認
ロ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項の承認、同条第十一項（医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の承認及び医薬品医療機器等法第二十三条の二の十七第一項の承認
ハ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の二十三第一項に規定する体外診断用医薬品に係る同項の認証及び同条第六項の認証
ニ　医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項の承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第一項の承認を除く。）、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第九項（医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の承認及び医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認（同条第五項において準用する医薬品医療機器等法第二十三条の二十六第五項の申請に基づく医薬品医療機器等法第二十三条の三十七第一項の承認を除く。）
（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部改正）
第八条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同条第三号中「薬事法第二条第十六項」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項」に改め、同条第五号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。
（割賦販売法施行令の一部改正）
第九条　割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「。以下同じ」を削る。